多可町立中町南小学校いじめ防止基本方針

令和６年４月

はじめに

本校は「いのちと人権を大切にし、ともに学び高め合う、こころ豊かでたくましい中南っ子の育成」を教育目標とし、「いのちと人権を守る教育」「人権教育を土台とした教育」をすべての基盤として教育活動を展開している。

その中において「いじめ問題」は喫緊の課題である。近年、急激な社会情勢の変化の中で、ＳＮＳによるいじめの増加等、「いじめ問題」はますます複雑化、潜在化しており、全教職員がいじめという行為やいじめ問題を正しく理解し、組織的かつ迅速に、いじめ問題に取り組むことが求められている。

こうした中、国においては、平成２９年３月「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定、兵庫県においては、「兵庫県いじめ防止基本方針」の改定が行われた。さらに、「多可町いじめ防止等に関する条例」「多可町いじめ防止基本方針」制定の趣旨を踏まえ、本校におけるいじめ防止の基本方針を策定してきた。

今年度は、「多可町いじめ防止対策改善基本計画」と昨年度の取り組みを踏まえ、その見直しを図った。

１ いじめ防止基本理念

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第２条）

（２）いじめに対する基本的な考え方

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである」そして、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。したがって「いじめは人として絶対に許されない行為である」という認識を全教職員で共有し、いじめの根絶に向けての取組を進める。日常的に危機感を持って児童観察等にあたり、児童の実態把握を通して、平素から風通しの良い人間関係づくりを行うとともに、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。いじめが認知されたときには、担当教員等が一人で抱え込むことなく組織的に迅速かつ適切な対応により、早期解決および再発防止に向けて取り組む。

（３）いじめの理解

①いじめの様態（具体例）

〇冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

〇仲間はずれ、集団による無視をされる。

〇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

〇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

〇金品をたかられる。

〇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

〇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
〇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より

②教職員が持つべき、いじめ問題についての基本的な認識
〇いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
〇いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
〇いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
〇嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
〇暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
〇いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑法法規に抵触する。
〇いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。（県教委「いじめ対応マニュアル」H29.8 改訂版より）

２ いじめ防止の指導体制

（１）「いじめ対策委員会」の設置

いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを決して許さない」「いじめを見逃さない」学校づくりの体制を整備し、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取組を進めていく必要がある。また、教職員一人ひとりがいじめ問題を一人で抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。

その中心となるのが「いじめ対策委員会」である。

【構成員】校長、教頭、生活指導担当、各学年担当、養護教諭、その他関係職員
必要に応じ、スクールカウンセラー等専門職員

【役割】
〇月１回の定例情報交換会をする。いじめ事案が出たときは緊急開催とする。
〇学校いじめ防止基本方針の作成や見直しをする。
〇年間指導計画の作成と改善をする。
〇いじめの未然防止・早期発見のため取組の検証や評価をする。
〇いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりについて検討する。
〇いじめ防止や早期発見のため、学校生活相談シートから見られるいじめ事案や教育相談の報告、いじめの疑いなどに関して情報交換をする。そこから課題の整理や取組の検討をする。
〇いじめの発覚や訴えがあったとき、及びいじめの行為が疑われるとき、校長は迅速に「いじめ対策委員会」を開催する。校長が必要と判断したときには、構成員の他に、関係職員、SC、SSWなどの関係者を加える。ケースによっては、早い段階で町教育委員会や外部機関とも情報を共有し、連携して早期解決するように努める。

（２）情報交換及び共通理解

・平素から問題行動における情報共有はもちろんのこと、情報収集および指導内容等について記録しておく。また、職員会議や学年及び学年層で情報共有を行うとともに

に、全教職員で配慮を要する児童の現状や指導のあり方等について協議し、情報共有および指導方針等について共通理解を図る。

（3）指導体制の充実
・日々の業務改善を図るとともに、一層、子どもと向き合う時間の確保に努め、いじめ防止対策の充実に取り組む。
・いじめ防止に向けた取組状況を年間２回の学校評価で定期的に点検･評価し、一層の指導体制の充実を図る。
・いじめ防止基本方針を年間指導計画に位置づけし、その実効性を高める。

３ いじめ未然防止のための取組（※別表「年間指導計画」参照）

いじめは、どの学級にもどの児童にも起こりうる、またどの児童も被害者にも加害者にもなりうるという認識を強く持ち、豊かな心を育て好ましい人間関係を築いて、いじめを生まない土壌づくりに積極的に取り組んでいく必要がある。また、学校全体で組織的に取り組んでこそ効果がある。

（１）教職員の姿勢
・教職員は児童にとって、最大の教育環境である。常に人権尊重の視点から自らの言動をふり返り、襟を正すことが必要不可欠である。
・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

（２）学級経営の充実（一人ひとりの居場所のある学級づくり）
・児童の自己肯定感や自己有用感を高めながら自尊感情を育み、一人一人の良さや頑張りが認められる学級づくりに努める。
・児童一人一人の様子や学級の状況を的確に把握する。児童の変化に気づき、早期にかかわることが大切であり、そのための具体的な指導計画を立てることが必要である。
・日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努める。学校生活相談シートを実施し、その後の児童への聴き取りと指導を大切にする。

（３）「分かる・できる」授業づくりの推進
・全ての児童が規律正しい態度で主体的に授業に参加し、活躍できる授業づくりに努める。
・児童が「分かる・できる」授業を目指し、お互いの個性や良さを認め合うとともに、児童一人一人が成就感や充実感を味わえる授業づくりに努める。
・発達課題のある児童等、特別な支援を要する児童の早期発見、適確なアセスメント、適切な支援を関係機関と連携しながら行う

（４）道徳教育・人権教育の充実
・「考え、議論する」道徳授業の充実に努めながら、授業を通して道徳的実践力を育成するとともに、児童の自己肯定感を高める。
・「人権コアカリキュラム」の取組等、全教育活動において人権尊重の精神や思いやりの心を育て、人権文化の醸成を図る。
・いじめに対する正しい理解を図る授業を行う。また、いじめの四層構造の考え方を踏まえ、見て見ぬふりをする「傍観者」としてのいじめへの加担も認識させ、「い

じめは人間として絶対に許されない」「見過ごさない」という雰囲気を学校全体につくる。
・命の授業・赤ちゃん先生等、外部講師を招聘し、「かけがえのない命」について学ぶ授業を実施する。

（５）特別活動の充実
・毎月初めに生活目標を決定し「楓っ子八つの約束」を意識し生活を送ることで、モラルの向上を図る。
・終わりの会等で１日をふり返る
※反省を出し合い、自分の生活の改善や学級・学校集団の向上のための手段とする。
※学校生活の中の良い点や問題点を見つける目を養う
・月１回程度、学級での話し合い活動を行う
※児童で問題点を出し合い、自分の生活の改善や学級・学校集団の向上のための手立てとする。
・異年令集団による縦割り班活動「楓っ子タイム」等の中で、協力したり協調したりすることを通して、人とより良く関わる力を身に付けさせる。
・学校行事等を通して、自己肯定感や自尊感情の育成を図る。
・児童会・委員会活動に主体的に活動させることで、達成感・自己有用感の醸成に努める。
・児童会による「いじめ」をなくす取組を推進する。

（６）情報教育の充実
・「多可町情報モラルカリキュラム」に基づき情報モラル教育の実施し、情報モラル意識の高揚を図る。
・「小学生は夜９時以降ＳＮＳやりません運動」を推進し、家庭と連携しながらＳＮＳルールづくり等、情報モラル教育の充実を図る。

（７）こころの健康教育の推進
・児童が自分の心と向き合い、ストレスに対処する方法等を身に付けるために、ストレスマネジメントプログラムを活用した「こころの健康教育」を推進する。

（８）「いのちと人権の日」の取組
・毎月１日「いのちと人権の日」には「多可町子ども憲章（いのち・人権）」を唱和する。また、児童朝会において、教職員が「心あたたまる話」として「いのちと人権」に関する講話を行う。

（９）教職員研修の充実
・人権感覚を磨き、児童の小さな変化やサインを見逃さない教職員の資質向上を図る研修を実施する。
・いじめ防止基本方針の共通理解、いじめ防止未然プログラムの研修、カウンセリングマインド研修等を通して、いじめ対応能力の向上を図る。

(10) 保護者・地域・関係機関等との連携
・ＨＰやＰＴＡ活動総会等を通して、学校いじめ防止基本方針の周知を図る。
・ＰＴＡ人権研修会、道徳授業の公開等を実施し、学校・家庭・地域が連携していじめを生まない土壌の醸成に取り組む。

・特にインターネット上のいじめへの対応については、学校での情報モラルの指導だけでは限界があるため、家庭での指導が不可欠であり、ルールを守ったＳＮＳの使い方等、保護者と緊密に連携しながら取り組む。

４ いじめ早期発見のための取組(※別表「年間指導計画」参照)

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から温かく規律のある学級経営に努め、教職員と子ども達との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われ、潜在化しやすいことを肝に銘じ、教職員が子ども達の小さな変化を敏感に察知し、たとえ些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持ち、軽視することなく積極的に認知するように努めなければならない。そして、すべての教職員で情報を共有し、家庭や地域とも連携して情報を収集することが大切である。このような、いじめを見逃さない認知能力を向上させるための研修を計画する。また、いじめの観衆や傍観者とならないよう、児童一人一人がいじめを許さない強い気持ちを持ち、いじめを発見したら自分たちの手でいじめをなくそうとする態度を育てることが必要である。

(１)継続的な情報収集
・いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。
※別紙１「早期発見のためのチェックリスト」参照
・休憩時間や朝、放課後等のきめ細かい児童観察、ノートや日記指導等を通して児童の人・間関係や悩み等の把握に努める。
・「学校生活相談シート（児童：年間５回程度保護者：学期に１回）」を実施し、いじめの早期発見に努める。
・問題行動等の事案やいじめ事案、学校生活相談シートでの相談内容とその聴き取り、指導内容などの記録を残す。
・ストレスチェック（年間２回程度）を実施し、児童の内面を把握するとともに、気になる児童については全教職員で情報共有し、保護者とも連携しながら丁寧な観察、指導等に努める。

(２)教育相談体制の確立
・日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくるとともに、必要に応じて定期的な面談等も実施する。また、相談内容によってはカウンセラーとも連携し、児童の悩み等を把握する。
・「多可っ子悩み相談」や「ひょうごっ子悩み相談」の窓口紹介カードを児童に配布（連絡帳に貼付して活用）
・いじめに関して相談や通報ができる窓口を知らせるとともに、それを各教室に掲示しておく。

(３)教職員間の組織的な情報共有
・「報告・連絡・相談」を徹底し、問題行動やいじめ事案、配慮を要する児童の情報等について、常に共通理解を図る体制を整える。
・生徒指導上の課題の的確な引き継ぎを行う。
ア　「いじめの記録（児童生徒カルテ）」による引き継ぎ体制の整備
イ　引き継ぎ基準（様式・方法・内容）に基づく、引継ぎの徹底
ウ　統合型校務支援システムを活用した「児童生徒カルテ」の活用

・生活指導委員会やいじめ対策委員会において、問題行動等の事案内容、学校生活相談シートの内容、配慮を要する児童の情報、各教職員が持つ情報等を収集し、共通理解を図る。
・職員会議や職員打ち合わせで情報を共有する。

（4）保護者や地域、関係機関等との連携

保護者からの相談に対しては、家庭訪問や面談等を実施し誠実かつ丁寧な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、青少年育成センター、民生児童委員会等の教育支援を得ながら取り組む。

５ いじめ早期対応

いじめを認知したとき、学校は次のことに留意し、迅速かつ組織的に対応していくことが必要である。

（１）いじめを発見したり、通報を受けたとき
・その時、その場で、いじめの行為をすぐにやめさせる。
・いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
・いじめの事実について、管理職に速やかに報告する。
・協議の上、全教職員へ報告し、情報の共有化を図る。

（２）事実関係についての調査
・速やかに、いじめ対策委員会で協議し、調査の方針を決定する。
・児童からの聴き取りにあたっては、児童が話しやすいように担当する教職員を複数選ぶ。
・調査の時点で重大事態であると判断した場合、直ちに町教育委員会へ報告する。
・必要な場合は、全児童への調査をする。この場合、いじめられた児童やその保護者に調査の結果を提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

（３）解決に向けた指導や支援

《いじめを受けている児童及び保護者への支援》
・いじめから全力で守ることを約束する。
・いじめられている内容や、つらい思いや不安な気持ちを共感的に受け止め、安心 感を持たせる。
・発見したその日のうちに保護者と面談等を実施し、事実関係や指導方針を伝える ともに、家庭での対応の仕方や学校との連携について協力を求める。また、保 護者の悩みや気持ちを真摯に受け止め、信頼関係を深める。

《いじめを行っている児童への指導及び保護者への助言》
・いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で対応し、いじめを認識させる。
・いじめられている児童の気持ちに着目させ、いじめることで相手を傷つけ苦しめていることに気づかせる指導を粘り強く行う。
・いじめの背景や要因等、児童の気持ちを十分に聴き、成長支援の観点から指導する。

・正確な事実関係を説明し、事の重大さを知らせる。具体的な助言を添えながら、児童の成長につながるよう家庭での指導を依頼する。
・保護者同士が対立し、教職員が間に入って関係調整が必要になる場合には、中立や公平性を大切にして対応する。双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聴き取り、寄り添う態度で望む。

《周囲の児童への指導》
・いじめを知らせることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
・はやし立てたり見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを助長し肯定している ことを気づかせる。
・自分の問題として捉えさせ、望ましい人間関係づくりに努める。

（４）継続的な指導
・いじめが解消した後も、引き続き十分な観察を行い、継続的な指導を行う。
・いじめの解消の判断は、加害行為が相当の期間（３ヶ月程度）無く、被害児童が心身の苦痛を感じていないことが認められることとする。
・いじめの発生を契機に、いじめのない学級づくりや学校づくりへの取組を強化する。

（５）関係機関との連携 ・町教育委員会への報告を速やかに行う。
・いじめの事案については、町教育委員会へ速やかに報告を行う。
・学校の指導・支援だけでは解決しない事案については、多可町役場各課（学校教育課、こども未来課、健康課、福祉課）及び臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等の専門家で組織した「子育て・学校園サポートチーム」を活用し、多面的な視点で課題解決に向けて総合的な支援体制をとる。
・保護者、地域と学校間の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。
・生命や心身又は財産への被害など、いじめが犯罪行為であると認められる場合には警察に通報し、警察と連携して対応する。

【いじめを認知した時の基本的な対応】
　いじめの発見や通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては当該児童の人格 の成長を旨として、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。これらの対応に ついては、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携のもと、 以下のフロー図を対応の在り方の基本とし、いじめ事案の状況に応じて柔軟かつ適 切に対応する。 ※フロー図・・・別紙２「いじめ発生時の組織的対応の流れ」
別紙３「学校におけるいじめ事案の基本的な指導手順」
参照

（６）インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力向上に努める必要がある。未然防止には、児童が保有または使用している携帯電話等を第一義的に管理する保護者と連携し、利用方法や危険性について啓発していく必要がある。早期発見には、児童が発するサインを見逃さないようにし、「ネット上のいじめ」について児童及び保護者からの相談があった場合は、事案によっては、警察等の専門機関と連携し対応していく。

①ネット上のいじめとは 文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載する等が、ネット上のいじめであり犯罪行為に当たる。

②ネット上のいじめの予防

ア　フィルタリングや保護者の見守り等について、保護者への啓発を図る。

イ　教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。

ウ　多可町が取り組む「小学生は夜９時以降ＳＮＳやりません運動」に即し、「スマホ３か条」の約束の推進をする。

エ　携帯電話やインターネット等の利用状況把握のためのアンケートを実施する。

オ　ネット利用や今日の状況について、講師を招いた教職員研修を行う。

③ネット上のいじめの対応 ネット上のいじめがあった場合は、「ＳＮＳへのメッセージや画像等への対応手順」 に沿って対応する。…別紙４参照

６ 重大事態への対応

（１）重大事態の定義

○いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

・児童が自殺を企図した場合
・精神性の疾患を発症した場合
・身体に重大な障害を負った場合
・高額な金品を奪い取られた場合等

○いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間（年間３０日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※ただし、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、重大事態として捉える。

（２）重大事態の報告及び判断

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに町教育委員会に報告するとともに、犯罪行為として取り扱われるべきと認める事案は警察へ相談、通報する。

（３）重大事態への対応

重大事態が発生した場合、町教育委員会と協議の上、多可町いじめ防止基本方針に則り、当該事案に対応する。

（４）いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報提供

事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時、適切な方法で経過報告に努める。

７ いじめ防止等の対策に関する検証及び見直し

（１）基本方針の点検と見直し

学校いじめ防止基本方針の策定から３年を目途として、国や県及び町の動向等を勘案して基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。また、基本方針については、現状や課題に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

（２）ホームページ上での公開

学校いじめ防止基本方針について、ホームページ上で公表する。

（別紙１）

早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい･起こっている集団

- □ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- □ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- □ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- □ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- □ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- □ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- □ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- □ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- □ 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- □ わざとらしくはしゃいでいる
- □ おどおど、にやにや、にたにたしている
- □ 下を向いて視線を合わせようとしない
- □ 顔色が悪く、元気がない
- □ 早退や一人で下校することが増える
- □ 遅刻・欠席が多くなる
- □ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- □ ときどき涙ぐんでいる
- □ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- □ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

◎ 授業中・休み時間

- □ 発言すると友だちから冷やかされる
- □ 一人でいることが多い
- □ 班編成の時に孤立しがちである
- □ 教室へいつも遅れて入ってくる
- □ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- □ 教職員の近くにいたがる
- □ 決められた座席と違う席に座っている

◎ 昼食時

- □ 好きな物を他の子どもにあげる
- □ 他の子どもの机から机を少し離している
- □ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- □ 食べ物にいたずらされる
- □ 教室で一人離れて食べている
- □ 昼食時になると教室から出て行く

◎ 清掃時

- □ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- □ 一人で離れて掃除をしている

◎ その他

- □ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- □ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- □ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- □ 理由もなく成績が突然下がる
- □ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- □ 服に靴の跡がついている
- □ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- □ 手や足にすり傷やあざがある
- □ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- □ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている子

- □ 多くのストレスを抱えている
- □ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- □ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- □ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- □ 教職員によって態度を変える
- □ 教職員の指導を素直に受け取れない
- □ グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- □ 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- □ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- □ 発言の中に差別意識が見られる
- □ 教師が近づくと、集団が黙り込む
- □ 教師が近づくと、集団が分散する

（別紙２）

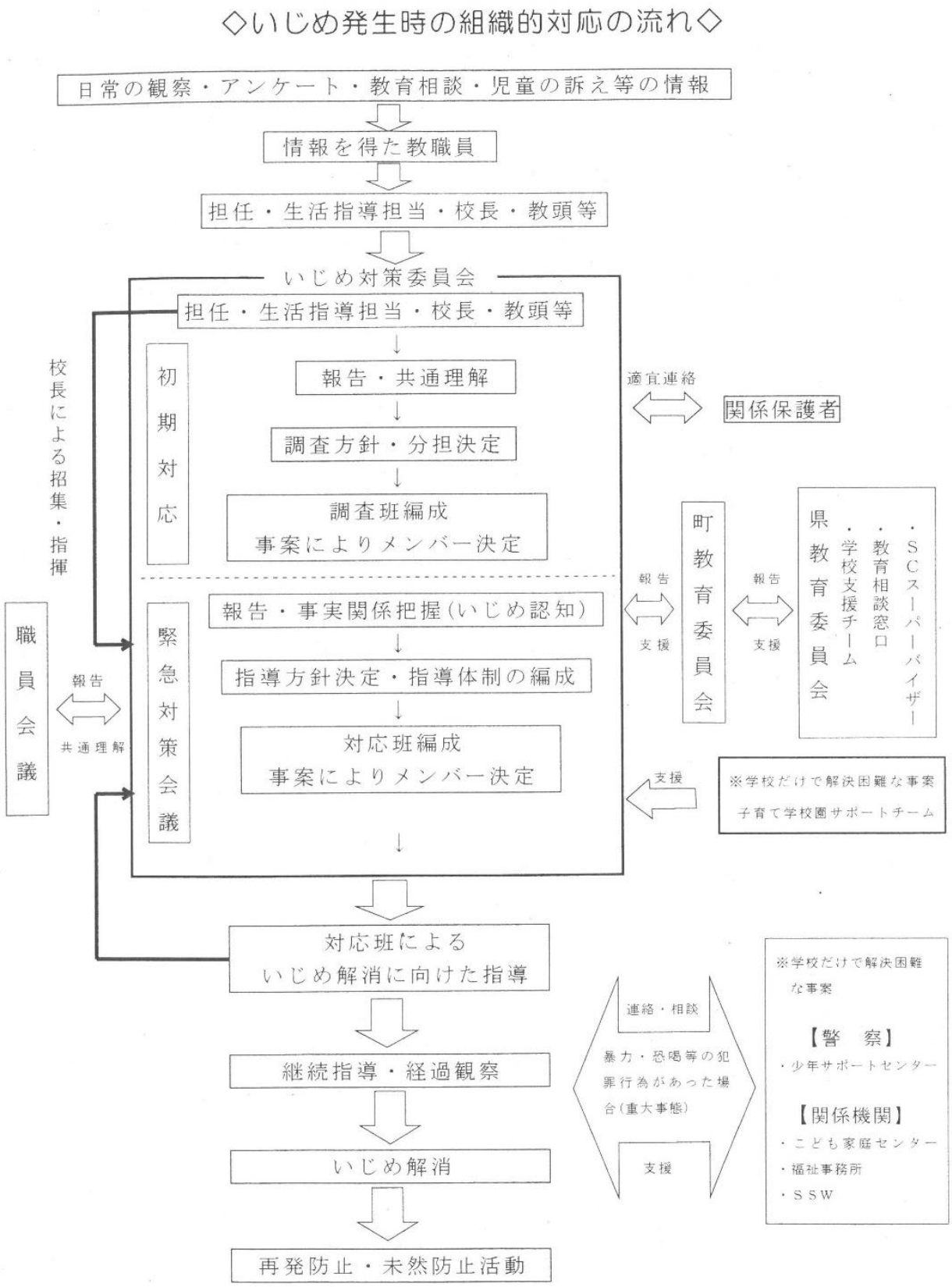
◇いじめ発生時の組織的対応の流れ◇
日常の観察・アンケート・教育相談・児童の訴え等の情報
情報を得た教職員
担任・生活指導担当・校長・教頭等
いじめ対策委員会
担任・生活指導担当・校長・教頭等
初期対応
報告・共通理解
調査方針・分担決定
調査班編成
事案によりメンバー決定
校長による招集・指揮
適宜連絡
関係保護者
報告
支援
町教育委員会
報告
支援
県教育委員会
・SCスーパーバイザー
・教育相談窓口
・学校支援チーム
職員会議
報告
共通理解
緊急対策会議
報告・事実関係把握（いじめ認知）
指導方針決定・指導体制の編成
対応班編成
事案によりメンバー決定
支援
※学校だけで解決困難な事案
子育て学校園サポートチーム
対応班による
いじめ解消に向けた指導
継続指導・経過観察
いじめ解消
再発防止・未然防止活動
連絡・相談
暴力・恐喝等の犯罪行為があった場合（重大事態）
支援
※学校だけで解決困難な事案
【警　察】
・少年サポートセンター
【関係機関】
・こども家庭センター
・福祉事務所
・ＳＳＷ

（別紙３）

学校におけるいじめ事案の基本的な指導手順

認知

・生活相談シート
・面談
・相談

情報収集

基本的１人ずつ　（複数で対応がベスト）
被害者　→　周囲　→　加害者
被害者には「守る」ことを伝える。

管理職　報告

対応
・被害、加害、保護者へ指導と報告

対応相談
・管理職と対応方法を考える。
・いじめ防止委員会を開く。

学級で対応

継続的な指導

３ヶ月

記入

相談シートの記入
①情報収集したことをコピーした用紙に記入。（保管）
②校務支援の生活指導に記入

校務支援の生活指導（いじめ）の記入
①概要に「いじめ」「被害者名前」「組」を記入
②案件内容に情報収集した内容と保護者への対応も記入

（別紙４）

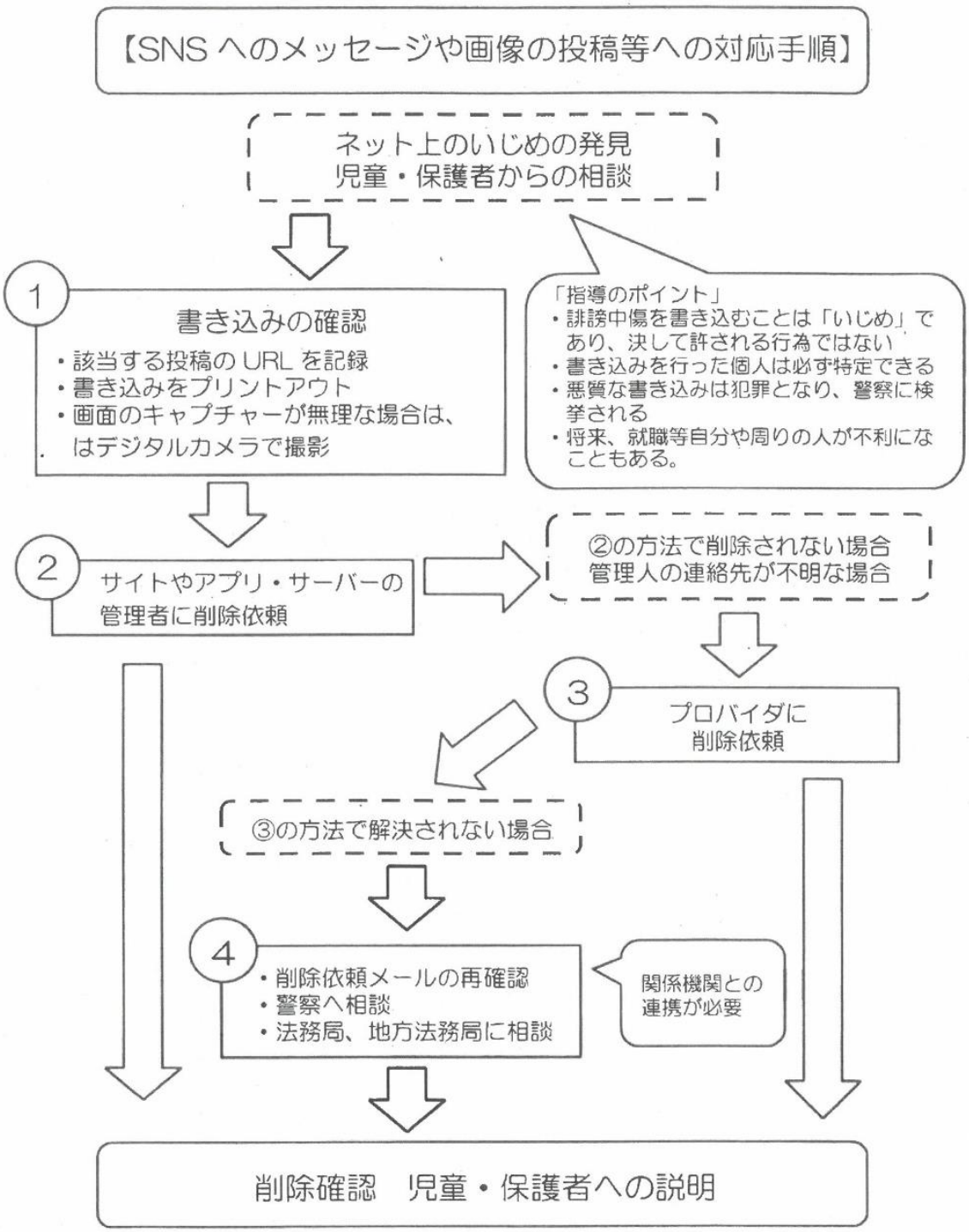

■ひょうごっ子「ネットいじめ相談窓口」
（兵庫県教育員会）　http://hyogokko.npos.biz/
■兵庫県警サイバー犯罪対策課
http://www.police.pref.hyogo.lg.jp/cyber/index.htm